

7土第437号  
令和8年1月14日

建設業関係団体の長様

愛媛県土木部長

建設業法令遵守ガイドライン(元請負人と下請負人の関係に係る留意点)及び発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部改定について(通知)

このことについて、令和6年6月14日に公布された改正建設業法により、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積りや見積りの変更依頼の禁止、受注者による通常必要と認められる原価に満たない額又は通常必要と認められる工期に比べて著しく短い工期による請負契約の締結の禁止等の規定が新たに設けられ、令和7年12月12日より全面的に施行されたこと、また、中小企業の取引の適正化を図るための「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が令和7年5月23日に公布され、令和8年1月1日から施行されたこと等を踏まえ、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から、別添のとおり所要の改定を行った旨通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、当該趣旨を御理解いただきますとともに、貴団体会員に対する周知をお願いいたします。

愛媛県土木部土木管理局  
土木管理課 契約・建設業グループ  
〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2  
電話:089-912-2643(係直通)  
e-mail: dobokukanri@pref.ehime.lg.jp